

(趣旨)

第1条 この告示は、指名競争入札(以下「入札」という。)により市が発注する測量、設計及び調査の業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)の入札参加資格審査等に關し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 市長は、入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)について、別表に掲げる業務の種類ごとに入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)を行う。

2 資格審査は、市内に事業所及び営業所を有する申請者について行う。

3 資格審査は、2年に1回、定期的審査を行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に追加の申請を受理することができる。

4 資格審査は、次に定める資格要件を全て有する者について行う。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定に該当しない者

(2) 測量業務にあっては測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務(建築一般のみ)にあっては建築土法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による登録を受けている者

(3) 資格審査の申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の属する年度の1月1日の直前2年の各営業年度において業務委託契約の履行ができている者及び業務実績を有している者

(4) 市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でない者

(5) 資格申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載漏れがない者

(6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者で、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められないと認めた者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項に該当する者

(資格審査の申請)

第3条 申請者は、別に定める測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加資格申請書の提出要領に基づき資格審査申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、有効期間満了日の属する年の前年の10月1日から有効期間満了日の属する年の2月末日までの日で別に定める日までとし、提出部数は、1部とする。

(資格審査の項目)

第4条 資格審査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 年間平均実績額

(2) 自己資本額

(3) 流動比率

(4) 職員の数

(5) 営業年数

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が審査のために必要と認める事項

2 前項の審査基準は、別に定める。

(等級格付による名簿登載)

第5条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者(以下「有資格者」という。)について等級格付を行い、市内建設コンサルタント等業務有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載する。

2 等級格付は、別に定める等級格付基準に基づき次の区分により行う。

(1) 3つの等級に区分する業務 測量業務

(2) 2つの等級に区分する業務 土木関係建設コンサルタント業務

(3) 1つの等級に区分する業務 建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及び地質調査業務

3 名簿の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

4 第1項の規定は、第2条第3項の規定に基づく臨時の申請が提出された場合に準用する。この場合の名簿登載は、緊急の場合を除き原則として年度の四半期ごとに一括して行う。

(資格審査結果の通知)

第6条 市長は、資格審査の結果を有資格者に通知する。

(変更の届出)

第7条 有資格者は、申請書の事項について変更があった場合又は建設コンサルタント等業務を廃業した場合には、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により、当該有資格者が現在の格付の基準を満たさなくなったと認めた場合は、当該有資格者の格付を降格し、又は取り消すものとする。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入札参加資格を取り消す。

(1) 測量法及び建築土法で規定する登録を失った者

(2) 営業を廃止した者

(3) 虚偽の申請を行った者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項に該当する者

(市外業者の取扱い)

第9条 市長は、市外に事務所及び営業所を有する申請者から資格審査の申請が行われた場合は、これを受理できる。

2 前項の場合の資格審査は、秋田県の入札参加資格者名簿に登載を受けたことにより資格を有する者と認める。

3 市長は、前項により資格を有すると認めた者について市外建設コンサルタント等業務有資格者名簿を作成する。

4 市長は、第6条の審査結果の通知については、有資格者のうち希望する者に行う。

5 前2条の規定については、市外業者について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の横手市建設コンサルタント等業務入札参加者資格審査要綱(平成15年横手市告示第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日告示第38号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第59号)抄

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月13日告示第20号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月18日告示第196号)

この告示は、令和元年11月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表(第2条、第5条関係)

第1欄(業務の種類)	第2欄(業務の概要)	第3欄(業務の内容)
------------	------------	------------

測量業務	土地の測量(地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。)	測量一般、地図の作成、航空測量
土木関係建設コンサルタント業務	土木に関する工事の設計又は土木に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園、上下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、建設環境、電気、廃棄物
建築関係建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計及び監理又は建築に関する工事調査、企画、立案若しくは助言を行う業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査
補償コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
地質調査業務	地質又は土質について調査し、計測し、解析し、判定することにより土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務	地質調査